

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員

31 荒監第190号
令和2年3月27日

荒川区長 殿
荒川区議会議長 殿

荒川区監査委員 齋藤 暢 生
同 小川 秀 行
同 並木 一 元

令和元年度財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。

1 実施期間

令和元年12月18日から令和2年1月28日まで

2 監査対象等

監 査 対 象		財政的援助 等内容
団 体 等	関 係 部	
荒川区土地開発公社	管理部	負担金、出資金
日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会 (日暮里繊維街活性化ファッションショー)	産業経済部	補助金
公益社団法人 荒川区シルバー人材センター	福祉部	補助金
株式会社 こどもの森 (まなびの森保育園町屋)	子育て支援部	補助金
社会福祉法人 ゆうゆう (日暮里保育園)	子育て支援部	補助金、負担金
特定非営利活動法人 ワークスコープ (尾久ふれあい館)	区民生活部	指定管理者
株式会社 コングレ (荒川区ムーブ町屋)	地域文化スポーツ部	指定管理者
社会福祉法人 聖風会 (荒川区立町屋在宅高齢者通所サービスセンター)	福祉部	指定管理者
社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 (荒川区立障害者福祉会館)	福祉部	指定管理者
日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 (センターまちや自転車駐車場、三河島駅前自転車駐車場)	防災都市づくり部	指定管理者

3 監査の観点、範囲、監査日及び監査の結果

監査の観点、範囲、監査日及び監査の結果は、対象団体別に示すとおりである。

監査報告書に記載するに至らない事項については、その都度注意した。今後の執行に当たっては十分に検討し、注意して取り組まれない。

財政援助団体等を所管する各部署においては、事務事業執行のより一層の適正化と効率化に向けて、各団体へ適切な指導及び助言について努められない。

対 象 団 体 別 目 次

		頁
1	荒川区土地開発公社	1
2	日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会 (日暮里繊維街活性化ファッションショー)	3
3	公益社団法人 荒川区シルバー人材センター	5
4	株式会社 こどもの森 (まなびの森保育園町屋)	7
5	社会福祉法人 ゆうゆう (日暮里保育園)	10
6	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ (尾久ふれあい館)	12
7	株式会社 コングレ (荒川区ムーブ町屋)	14
8	社会福祉法人 聖風会 (荒川区立町屋在宅高齢者通所サービスセンター)	16
9	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 (荒川区立障害者福祉会館)	18
10	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 (センターまちや自転車駐車場、三河島駅前自転車駐車場)	20

1 荒川区土地開発公社

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区土地開発公社（以下「開発公社」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目2番3号（荒川区役所内）に置き、昭和63年4月11日に公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づき、設立された法人である。

（1）設立目的

開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民福祉の増進に寄与することを目的としている。

（2）主な事業

ア 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得、管理及び処分を行うこと。

イ 上記の業務に附帯する業務を行うこと。

（3）組織

開発公社は、事務局を区管理部経理課に置き、理事12名、監事2名、評議員9名、事務局職員20名（区職員兼職）をもって構成されている。

2 区との財政援助等の関係

区は、開発公社の設立に際し、基本財産として1,000万円を出資しているほか、運営費負担金及び運営資金貸付金を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

（1）開発公社

ア 事業運営は、設立目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 出資金、負担金及び貸付金に係る会計処理は適正に行われているか

（2）管理部

ア 開発公社に対する指導監督は適切か

イ 負担金及び貸付金の支出の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成30年度の出資金、負担金及び貸付金の対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 開発公社 令和元年12月26日(委員監査・事務監査)
 (2) 管理部 令和元年12月26日(委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

平成30年度の事業実績は、表(1)、表(2)、表(3)及び表(4)のとおりである。

表(1) 運営費負担金実績 (単位:円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
運営費負担金	1,606,000	675,069	930,931

表(2) 運営資金貸付金実績 (単位:円)

区 分	土地取得資金 元金分	利息相当分	合 計 額
運営資金貸付金	52,436,070	20,905,764	73,341,834

表(3) 運営資金貸付金(長期・短期内訳) (単位:円)

区 分	償還元金	利息相当分	合 計
長期償還分	52,436,070	20,324,535	72,760,605
短期償還分	0	581,229	581,229
合 計	52,436,070	20,905,764	73,341,834

表(4) 取得用地及び区に売却した用地の面積及び金額 (単位:m²・円)

区 分	取得用地の面積及び金額		区に売却した用地の面積及び金額	
	面 積	金 額	面 積	金 額
道 路 用 地	389.28	474,752,602	794.72	607,486,540
施設・公園等用地	1,560.03	592,190,857	1,445.94	389,781,188
合 計	1,949.31	1,066,943,459	2,240.66	997,267,728

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

2 日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、「繊維の街・ファッションの街」日暮里の定着を図り、日暮里繊維街や地域の集客力及び賑わいの向上を図るとともに、繊維・ファッション産業を支えるデザイナー等の育成や大連市中山区と荒川区の交流を促進するため、「日暮里繊維街活性化ファッションショー」（以下「ファッションショー」）を開催することを目的として、平成18年5月10日に制定した実行委員会設置要綱に基づき設置された団体である。

実行委員会の構成は、東京日暮里繊維卸協同組合、（一社）東京都服飾学校協会、国際理容美容専門学校、東京商工会議所荒川支部、（公財）荒川区芸術文化振興財団及び荒川区の各関係者による委員で構成されており、委員長1名、副委員長1名、委員7名、会計2名、会計監事2名である。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、実行委員会に対して、ファッションショー開催に要する経費を補助することにより、ファッションショーの自主的かつ安定的な運営を図り、もって日暮里繊維街の活性化に寄与することを目的としている。

(2) 補助事業の内容

ア 日暮里ファッションデザインコンテスト2018

イ 大連コレクション in 日暮里

3 区との財政援助等の関係

区は、実行委員会に対して補助金を交付している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 実行委員会

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 産業経済部

ア 実行委員会に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成 30 年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 実行委員会 令和 2 年 1 月 10 日 (事務監査)
- (2) 産業経済部 令和 2 年 1 月 10 日 (事務監査)

第 3 監査の結果

平成 30 年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
ファッションショー開催補助金	12,547,000	12,545,361	1,639

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、実行委員会及び産業経済部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、会計処理において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

3 公益社団法人 荒川区シルバー人材センター

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益社団法人荒川区シルバー人材センター（以下「シルバーセンター」という。）は、事務所を荒川区東尾久四丁目32番7号に置き、昭和55年に任意団体として発足し、同年社団法人として認可を受け、平成23年4月1日に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく認定を受けた法人である。

シルバーセンターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、シルバーセンターに対して、その安定運営を確保し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的として、事業に要する経費の一部を、公益社団法人荒川区シルバー人材センター事業補助金交付要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

シルバーセンターは、職員給与等の人件費、事務費及び施設維持管理費等の事業費、受注拡大を図るための高齢者生活援助サービスの推進にかかる経費について補助金を受け、センターの安定運営を確保している。

(3) 組織

シルバーセンターは、理事8名、監事2名、職員10名（役員兼務1名、非常勤職員3名を含む。）をもって構成されている。また、平成31年3月31日現在の会員数は正会員1,851名である。

3 区との財政援助等の関係

区は、シルバーセンターに対して、事業に要する経費の一部について補助金を交付している。

このほか、区は、シルバーセンターを荒川区立授産場（指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）の指定管理者に指定しており、指定管理料を支出している。

また、区は、自転車等放置防止警告・指導啓発等業務、児童通学案内業務、学校夜間管理業務など37事業の委託料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) シルバーセンター

- ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

- ア シルバーセンターに対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成30年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) シルバーセンター 令和2年1月28日（委員監査・事務監査）
- (2) 福祉部 令和2年1月28日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

平成30年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
公益社団法人荒川区シルバー人材センター事業補助金	53,712,186	51,935,881	1,776,305

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

4 株式会社 こどもの森 (まなびの森保育園町屋)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社こどもの森（以下「こどもの森」という。）は、事務所を東京都国分寺市光町二丁目5番1号に置き、平成4年1月22日に設立された株式会社である。

こどもの森は、児童福祉サービスの受託及び児童福祉施設の経営、経営コンサルティング、管理運営業務のほか、様々な事業を行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、区内の私立保育所における入所児及び職員の処遇改善に係る経費の一部を、荒川区私立保育所の入所児等に対する助成要綱等に基づき補助している。その他、特別保育事業の実施や建物賃借料、保育従事職員用の宿舍の借上げ、保育士等の賃金改善に取り組む経費の一部、児童の安全対策強化事業に要する経費の一部を各補助要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

こどもの森は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設である、まなびの森保育園町屋を、荒川区荒川七丁目41番8号に設置し、平成30年4月1日に開園した。

区は、まなびの森保育園町屋の運営に対し、次の補助金を交付している。

- ア 荒川区私立保育所の入所児等に対する助成金
- イ 荒川区保育サービス推進事業補助金
- ウ 荒川区保育士等キャリアアップ補助金
- エ 荒川区保育所等賃借料補助金
- オ 荒川区保育従事職員宿舍借上支援事業補助金
- カ 児童の安全対策強化事業に係る補助金

(3) 職員体制及び入所児童数

まなびの森保育園町屋の常勤の職員体制は、園長1名、保育士10名、看護師1名、栄養士1名、その他2名である。また、入所児童数は、次表のとおりである。

平成30年6月1日現在

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
入所児童数	6名	10名	11名	9名	0名	0名	36名

3 区との財政援助等の関係

区は、こどもの森に対して、入所児等に対する助成金等を補助しているほか、保育の実施に要する経費を扶助費として支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) こどもの森

- ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

- ア まなびの森保育園町屋に対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付の手続及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成30年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) こどもの森 令和2年1月23日（委員監査・事務監査）
- (2) 子育て支援部 令和2年1月23日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

平成30年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
私立保育所の入所児等に対する助成金	4,471,890	3,735,760	736,130
保育サービス推進事業補助金	2,135,000	2,073,000	62,000
保育士等キャリアアップ補助金	6,323,000	600,000	5,723,000
保育所等賃借料補助金	1,904,000	1,904,000	0
保育従事職員宿舍借上支援事業補助金	3,190,090	2,880,370	309,720
児童の安全対策強化事業に係る補助金	810,000	810,000	0
合 計	18,833,980	12,003,130	6,830,850

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なもの認められた。

なお、こどもの森及び子育て支援部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、会計処理等において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

5 社会福祉法人 ゆうゆう (日暮里保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人ゆうゆう（以下「ゆうゆう」という。）は、事務所を山梨県甲府市南区住吉三丁目24番20号に置き、平成17年3月25日に設立された社会福祉法人である。

ゆうゆうは、保育所、幼保連携型認定こども園、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の経営を行っている。

2 補助事業等の概要

(1) 補助の目的

区は、保育所等の設置の促進又は環境の向上を図り、もって待機児童の解消及び保育所等を利用する児童の福祉の向上を図ること、また、区立東日暮里保育園の移転及び民設民営化に移行するための環境整備等を行うため、補助金等を交付している。

(2) 補助事業等の内容

ゆうゆうは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、日暮里保育園を、荒川区西日暮里二丁目2番7号に設置し、平成31年4月に開設した。

日暮里保育園の施設概要は表①、認可定員は表②のとおりである。

区は、荒川区保育所等整備交付金等補助金交付要綱に基づき、保育園の新設に要する補助金を交付するとともに、民営化移行準備業務、敷地内の地中埋設物の撤去等、及び道路拡幅整備工事について、協定書等に基づき負担している。

表① 施設概要

所在地	荒川区西日暮里二丁目2番7号
施設概要	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 1,105.94㎡ 主な施設 1階 保育室 調理室 事務室 2階 保育室 屋上広場 プール 外回廊

表② 認可定員

区 分	定 員
0 歳 児	12名
1 歳 児	22名
2 歳 児	26名
3 歳 児	30名
4 歳 児	30名
5 歳 児	30名
合 計	150名

3 区との財政援助等の関係

区は、ゆうゆうに対して、日暮里保育園の新設に当たり、整備の一部等について補助金を交付している。

また、民営化移行準備に係る人件費等、地中埋設物の撤去等処分費、及び施設南側道路拡幅整備費の負担金を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) ゆうゆう

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金等交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア ゆうゆうに対する指導監督は適切か

イ 補助金等交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

平成30年度の補助対象事業及び協定書による負担金について実施した。

3 監査日

(1) ゆうゆう 令和2年1月17日（委員監査・事務監査）

(2) 子育て支援部 令和2年1月17日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

平成30年度の区補助金及び負担金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
保育所等整備交付金等補助金	386,400,000	386,400,000	0
民営化移行準備業務に関する負担金	21,637,000	21,637,000	0
地中埋設物の撤去等処分に関する負担金	1,069,104	1,069,104	0
道路拡幅整備工事に関する負担金	1,958,623	1,958,623	0

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

6 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ (尾久ふれあい館)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

尾久ふれあい館の指定管理者である特定非営利活動法人ワーカーズコープ(以下「ワーカーズコープ」という。)は、事務所を豊島区東池袋一丁目44番3号に置き、平成13年9月13日に設立された特定非営利活動法人である。

ワーカーズコープは、子育て、自立就労相談支援、高齢者施設及び公共施設等の管理・運営業務を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第2条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用及び使用料の収納に関する業務

ウ 施設、付属設備及び備品の管理保全(軽微な修繕及び整備を含む。)に関する業務

エ 施設内外の清潔の保持及び整頓その他の環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

尾久ふれあい館の職員体制は、館長1名、常勤職員4名、非常勤職員12名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、尾久ふれあい館の指定管理業務(指定管理期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで)に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、区は峽田ふれあい館の指定管理者として指定し、指定管理料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) ワーカーズコープ

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

ア ワークスコープに対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

平成 30 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

(1) ワークスコープ 令和 2 年 1 月 24 日 (委員監査・事務監査)

(2) 区民生活部 令和 2 年 1 月 24 日 (委員監査・事務監査)

第 3 監査の結果

平成 30 年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	協 定 額	執 行 額	精 算 (返 還) 額
人 件 費	37,003,607	32,462,918	4,540,689
家 屋 等 修 繕 費	1,382,344	1,361,124	21,220
管 理 運 営 費	22,029,384	22,029,384	0
合 計	60,415,335	55,853,426	4,561,909

(注) 指定管理料の内、人件費、家屋修繕費の不用額については精算 (返還) することとされている。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、ワークスコープ及び区民生活部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、指定管理業務の再委託等について一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

7 株式会社 コングレ (荒川区ムーブ町屋)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区ムーブ町屋(以下「ムーブ町屋」という。)の指定管理者である株式会社コングレ(以下「コングレ」という。)は、本店を大阪府中央区淡路町3-6-13コングレビルディングに置き、平成2年6月に設立された株式会社である。

コングレは、各種会議・式典・展示会・見本市等の企画運営、会議施設等の管理運営、調査・コンサルティング、ITシステムの開発等を行っている。

(1) 指定管理業務

ムーブ町屋の指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 文化活動の実施に関する事業

イ 文化活動及び地域コミュニティ活動に関する相談及び情報の提供に関する事業

ウ 施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)の利用に関する業務

エ 施設等の利用等の承認、不承認及び利用承認の取消に関する業務

オ 施設等の利用料金の收受、減免及び還付に関する業務

カ 施設等の維持管理に関する業務

キ その他区が必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

ムーブ町屋の職員体制は、常勤職員が館長1名、副館長1名(館長、副館長は、日暮里サニーホールと兼務)、受付事務4名、舞台技術3名の計9名であり、このほかに非常勤職員が受付事務2名の計11名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、コングレに対して、ムーブ町屋の指定管理業務(指定管理期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日まで)に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、日暮里サニーホールの指定管理者に指定しており、指定管理料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) コングレ

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

- イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか
- (2) 地域文化スポーツ部
 - ア コングレに対する指導監督は適切か
 - イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

平成30年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) コングレ 令和元年12月18日 (委員監査・事務監査)
- (2) 地域文化スポーツ部 令和元年12月18日 (委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

平成30年度の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

	収入額		支出額	収支差額
指定管理料	34,030,000	人件費	35,878,295	
利用料金収入	27,722,950	修繕費	2,691,056	
その他	287,017	管理運営費	26,390,049	
合計	62,039,967	合計	64,959,400	△ 2,919,433

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、地域文化スポーツ部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、指定管理について一部明確でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

8 社会福祉法人 聖風会 (区立町屋在宅高齢者通所サービスセンター)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立町屋在宅高齢者通所サービスセンター（以下「通所サービスセンター」という。）の指定管理者である社会福祉法人聖風会（以下「聖風会」という。）は、事務所を足立区花畑四丁目39番10号に置き、昭和29年12月28日に設立された社会福祉法人である。

聖風会は、特別養護老人ホーム、ケアハウス、高齢者グループホーム、デイサービスセンター、ヘルパーステーション、地域包括支援センター、ケアマネジメントセンターの運営等を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

- ア 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護に関する業務
- イ 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に関する業務
- ウ 家族又は介護者に対する指導及び相談に関する業務
- エ 生きがい活動支援通所サービスに関する業務
- オ 利用料金の収受及び減免に関する業務
- カ 設備及び附属設備の維持管理に関する業務
- キ その他、区長が必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

通所サービスセンターの職員体制は、所長1名、リーダー1名、機能訓練指導員1名、介護職員9名、看護職員4名、その他9名で構成されており、常勤職員7名、非常勤職員18名である。

2 区との財政援助等の関係

通所サービスセンター（指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）は、利用料金を団体の収入とし指定管理事業に充てているため、区は、指定管理事業に要する経費を支出していない。その他、介護保険外事業や高齢者来食サービス業務の委託料を支出している。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 聖風会

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

- イ 指定管理事業に係る会計処理は適正に行われているか
(2) 福祉部
聖風会に対する指導監督は適切か

2 監査の範囲

平成 30 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 聖風会 令和元年 12 月 23 日 (事務監査)
(2) 福祉部 令和元年 12 月 23 日 (事務監査)

第 3 監査の結果

平成 30 年度の指定管理事業実績は次表のとおりである。

(単位：円)

介護保険事業収入		94,185,431
支出		93,669,774
内 訳	人件費	67,774,849
	事業費	15,305,478
	事務費	9,273,504
	その他	1,315,943

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

9 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 (荒川区立障害者福祉会館)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立障害者福祉会館（アクロスあらかわ）（以下「アクロス」という。）の指定管理者である社会福祉法人荒川区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、事務所を荒川区南千住一丁目13番20号に置き、昭和39年1月22日に設立された社会福祉法人である。

社会福祉協議会は、荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的として事業を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 事業に関する業務

(ア) 障害者等の自主的な活動を行うための場の提供に関する業務

(イ) 障害者の社会参加を目的とした講座及び講習会の実施に関する業務

(ウ) 障害者相互及び障害者と障害を持たない者との交流に関する業務

(エ) 障害者の生活向上に資する情報の収集及び提供に関する業務

(オ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する特定相談支援事業

(カ) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業

(キ) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

イ 会館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

ウ その他区長が必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

アクロスの職員体制は、常勤職員が館長（相談支援専門員兼務）1名、事務員（相談支援専門員兼務）1名、相談支援専門員1名の計3名であり、このほかに非常勤職員が事務員4名、相談支援専門員2名の計9名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、社会福祉協議会に対して、アクロスの指定管理業務（指定管理期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、社会福祉協議会が実施する社会福祉活動等に要する経費の一部を補

助している。

また、在宅高齢者通所サービスセンターや生活実習所、福祉作業所、老人福祉センター等の福祉施設の指定管理者に指定するとともに、障害者就労支援事業、ファミリーサポートセンター事業、手話講習会事業などの委託を行っている。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) 社会福祉協議会

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

- ア 社会福祉協議会に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

平成30年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 社会福祉協議会 令和2年1月15日（委員監査・事務監査）
- (2) 福祉部 令和2年1月15日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

平成30年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

	協定金額	執行額	差額	精算額 (返還額)
人件費	24,292,406	23,885,803	△ 732,982	0
管理費	20,274,926	20,433,126		
修繕費（積立金）	—	1,335,412		
運営費	事業費	1,951,443	1,597,416	
	特定相談 支援事業費	15,113,521	13,995,787	1,117,734
合計	61,632,296	61,247,544	384,752	1,117,734

(注) 修繕費は、基本協定書に基づき団体の積立金から執行している。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

10 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 (センターまちや自転車駐車場及び三河島駅前自転車駐車場)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

センターまちや自転車駐車場及び三河島駅前自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という）の指定管理者である日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社（以下「コンピュータ・ダイナミクス」という）は、本店を品川区に置き、昭和42年3月16日に設立された株式会社である。

コンピュータ・ダイナミクスは、コンピュータシステムの導入・開発・運用管理及び自転車駐車場の経営並びに設備機器・関連システムの開発、販売、運用等を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は次のとおりである。

- ア 施設の利用の承認及び不承認に関する業務
- イ 施設の利用料金の収受、減額及び還付に関する業務
- ウ 施設の利用承認の取消し等に関する業務
- エ 施設、付属設備及び備品の管理保全（軽微な修繕及び整備を含む。）に関する業務
- オ 施設内の清潔の保持及び整頓その他環境整備に関する業務
- カ 災害の防止に関する業務
- キ 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務
- ク その他、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

自転車駐車場の職員体制は、「センターまちや」が地区長1名、管理員14名、「三河島駅前」が地区長1名、管理員5名であり、このほか、両施設を統括する統括場長を1名置いている。

2 区との財政援助等の関係

区は、自転車駐車場の利用料金をコンピュータ・ダイナミクスの収入とし、指定管理業務に要する経費としては、修繕費だけを支出している。

このほか、収支計画書に記載された内容を超過した収支差額等について、納付金として区に支払うよう定めている。

第2 監査の観点、範囲及び監査日

1 監査の観点

(1) コンピュータ・ダイナミクス

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理事業に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 防災都市づくり部

ア コンピュータ・ダイナミクスに対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出及び納付金の収納等の手続は適切か

2 監査の範囲

平成 30 年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

(1) コンピュータ・ダイナミクス 令和 2 年 1 月 20 日 (委員監査)

令和 2 年 1 月 22 日 (事務監査)

(2) 防災都市づくり部 令和 2 年 1 月 20 日 (委員監査)

令和 2 年 1 月 22 日 (事務監査)

第 3 監査の結果

平成 30 年度の事業実績は、次表 (1)、(2)、(3) のとおりである。

(1) 指定管理料実績 (単位:円)

指定管理料 (修繕費)	交付額 (A)	執行額 (B)	精算額 (A-B)
センターまちや自転車駐車場	1,367,538	1,363,960	3,578
三河島駅前自転車駐車場	2,405,297	2,399,954	5,343
合 計	3,772,835	3,763,914	8,921

(2) 利用料金収納実績 (単位:円)

利用料金	予算額 (A)	収入額 (B)	差額 (B-A)
センターまちや自転車駐車場	41,000,000	37,955,600	△ 3,044,400
三河島駅前自転車駐車場	9,000,000	4,892,000	△ 4,108,000
合 計	50,000,000	42,847,600	△ 7,152,400

(3) 収支差額等 (単位:円)

利用料金	収支差額	納付金実績
センターまちや自転車駐車場	80,687	500,000
三河島駅前自転車駐車場	△ 11,443,657	0
合 計	△ 11,362,970	500,000

※納付金の支払いについては、協定書において、「同時受託を想定した新たな提案」に基づき、別途協定を締結する地区と合わせて100万円を区に納付するように定めている。

監査の観点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、防災都市づくり部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、指定管理業務の修繕費の執行について一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

